野田 造七生

ICT利活用の促進に向けて

情報労連・副委員長

"新年明けましておめでとうございます" 2011年(卯年)が、労働調査協議会に登録頂いております全ての会員組織にとって、成果の多い一年となりますことを心から御祈念申し上げるとともに、本年も、調査・研究機関である当協議会の活用、並びに御指導・ご鞭撻をお願いする次第です。

さて、今年の新年号。「何を書こうか!」 と思案した結果、少々、身内の課題で恐縮で すが、ICT(Information and Communication Technology)産業に関わる政策論議の動向 について触れることと致します。

ICT産業の動向

総務省の調査によれば、今日の日本におけるICT産業の市場規模(全産業ベースの名目国内生産額で約1000兆円)は、約100兆円(約1割)にまで拡大しており、ここ数年間の実質成長に対する寄与度も30%程度で推移する等、今後においても、牽引役としての役割が期待されているところである。

これらの状況は、世界的な潮流となっているが、近年のICT分野における急速なイノベーションが進む中で、IP化(インターネットを用いた通信)、ブロードバンド化(高速通信サービス)、モバイル化(携帯電話の普及)の進展が齎しているものであり、今後、グローバル化・融合化・クラウド化が急速に進展する中にあっては、国境はもとより、既存の産業やサービスの垣根を越えた競争の激化は必至の状況となっている。

このような中で、先進諸国においても国民

生活の向上や経済の成長戦略を盛り込んだ「ICTの国家戦略」を策定する動きが活発化しているところであるが、現状、わが国の携帯電話契約数は、既に1億1500万契約を超え、ADSLやFTTH等の固定ブロードバンド契約数も3200万契約を突破する等、ブロードバンドの環境整備(インフラ整備や料金の低廉化)は、世界最高水準となっており、日本が、お隣の韓国と並んで「ブロードバンド先進国」と言われる所以でもある。

今後、2011年3月末までには全世帯で「ブロードバンド」の利用が可能となる見込みであり、加えて、「超高速ブロードバンド」についても、各自治体や通信事業者の努力によって、現状の世帯カバー率(91.6%)は更に高まることが想定されている。

抱える課題

日本においてワイヤレスを含むブロードバンド環境の整備が世界的にもトップレベルにあることは前項で紹介したが、その一方では、「利活用の立ち遅れ」について、各方面からの強い指摘があることも事実であり、このことは、30%台に止まっている普及率(利用率)が背景となっているものである。

世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表している「ICT競争ランキング」では、2005年に8位であった順位も、2010年には21位と低迷しており、特に、欧・米や韓国に比して、行政や医療・教育・環境 などの分野で利活用の立ち遅れが顕著となっていることもあって、ICTの利活用を促進する



ための「規制緩和」や「法整備」などへの対 処が急務となっている。

総務省・タスクフォースの論議

2009年10月30日、総務大臣の下に「ICTの利活用により、わが国および諸外国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献する」を目的とした『グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース』が設置され、昨年11月30日、「『光の道』構想に関わる取りまとめ(案)」が示された。

4章からなるこの「とりまとめ(案)」には、第1章で3本の柱(「未整備地域における『ICT利活用基盤』整備の推進」、

「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」、「規制改革等によるICT利活用の促進」)が謳われたが、基本的には、「インフラ整備・利活用の加速化を通じて、わが国の更なる経済発展をめざすとともに、ICTを最大限活用し、誰もがコミュニケーションの権利が保障された上で、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会の実現をめざす」との「光の道」構想の推進に向けた提起であり、総論としては受け止めるものである。

ただ、一部の各論部分については、この間の論議が、「グローバル時代におけるICTの利活用を高めるためにどうするか?」「そのための規制改革をどう進めるか!」という本質的論議というよりは、通信キャリアである「NTTの組織をどうするか!」「NTTにどう規制をかけるか!」との論議に終始し

てきた感が強く、強い問題認識を持たざるを 得ない。

その一例が、某通信会社が提案したNTT 東・西会社のアクセス網を分離して設立する 「光アクセス会社構想」である。

「取りまとめ(案)」では、「事業成立の可能性や諸課題を踏まえると、その実現には不確実性が高い」として却下されたところであるが、今回の提案は、過小なコスト計算に基づく安易で拙速な提案と言わざるを得ず、私たちの「 技術革新の停滞や投資意欲が削がれること、 設備競争が成り立たず事業者の公正な競争が阻害されることーー等から、アクセス網の分離・分割は、今後の超高速ブロードバンドの環境整備に影響を及ぼし、利活用の促進を阻害するものであり、採るべき方策ではない」との主張とはまったく相容れないものである。

今後の論議にあたって!

以上、ICT産業の動向と今日的な論議動向の一部について紹介させて頂いた。この種論議は今後も内閣府に設置されている「IT戦略本部」をはじめとして、様々なところで検討が進められることとなるが、永年にわたって情報通信産業を担ってきた労働者・当該の労働組合の立場からは、「国民・利用者の利便性向上と経済発展、さらには国益の観点に立った論議」を基本に政策論議が進むことを切望するものである。